広報こすど
発行所 小須戸町公民館
発行人 宮　崎　純　一
印刷所 毎月1日　一部5円

財政再建計画変更の公表

地方財政再建特別措置法第四条の規定に基き、昭和四十二年度ならびに昭和四十三年度計画の変更を公表します。

第一、昭和四十二年度第二次変更

1 総括事項

昭和四十二年八月二十八日県下の中下越地方を襲った集中豪雨により、本町に於ても、国の災害救助法の適用を受け、それに基く被害者に対する復旧、並びに被災者に対する救助等、各種経費の必要が生じた為と、去る八月十五日に行なわれた人事院勧告に基く、国家公務員の給与改訂についての一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正する法律案」が第五十七臨時国会で可決成立されたことにともない、当町に於ても、慎重に検討した結果、国家公務員の給与に準じ、給与改訂を実施することとし、これが経費の必要により計画を変更しました。

2 歳入に関する事項

(1)税収入の増については、昭和四十二年度において、地方財政特別措置に関する法律の規定に基き、昭和四十二年十二月において交付される第二種特例交付金が三八一千円と決定されたので計上しました。

(2)地方交付税の増額については、八月算定により、確定された内から二、〇三九千円を計上しました。

(3)県支出金については八・二八水害による伝染病予防費の負担金一〇八千円と、清掃費補助金の増額分七〇千円を才入計上しました。

3 歳出に関する事項

(1)人件費は計画額に対し二、三一八千円の増で、これは人事院勧告に基く職員の給与改訂によるものであります。

(2)物件費の増一四三千円は八・二八水害応急対策防疫薬剤費及び薬剤散布臨時人夫賃並びに、備品購入費等を才出計上しました。

(3)維持補修費については八・二八水害によるごみ処理関係の補修を行ない五七千円を計上しました。

(4)補助費等は八・二八水害によるし尿処理収集委託料として八〇千円を変更計上しました。

第二、昭和四十二年度第三次変更

1 総括事項

昭和四十二年度最終決算見込の結果、税収入一、〇六五千円、交付税三、〇六五千円、八・二八水害に基く災害復旧事業の査定等による国、県支出金二一、六一八千円、地方債一、四〇〇千円、その他二、四七九千円の才入財源が見込まれ、一方才出面に於ても、人件費の節約、物件費の増、あるいは災害復旧事業費その他の才出経費が必要となったので、才入才出共二九、六二七千円の計画変更を実施しました。

2 歳入に関する事項

(1)税収入の一、〇六五千円は、法人分の伸び一、〇五一千円、軽自動車税の課税客体増加により八八千円が見込まれるので増額計上しました。尚、固定資産税の土地家屋償却資産及び国有資産所在市町村交付金等で七四千円が減収されるので減額変更しました。

(2)地方交付税の増額三、〇六五千円は昭和四十二年度分地方交付税単位費用の特例に関する法律の施行による再算定の決定分二、七八九千円と本算定の保留額二七六千円を増額計上しました。

(3)国庫支出金六六四千円は児童措置費の負担金五五〇千円、拠出年金事務交付金八九千円、その他四四千円をそれぞれ増額し準要保護児童生徒援助費が一九千円減額されました。

(4)県支出金は八・二八水害災害復旧事業費で二〇、九六九千円の補助金が決定され、その他の補助金で一五千円が減額となりました。

(5)財産収入ではブルドーザーの貸付収入の増が見込まれるので計上しました。

(6)分担金、負担金は八・二八水害災害復旧事業分担金七九六千円、その他で二一二千円が見込まれるので計上しました。

(7)使用料の増は季節保育所使用料が当初より七一四千円その他では八一千円の増収が見込まれます。尚火葬場、霊柩車、公営住宅等の使用料が六〇千円の収入減となったので変更しました。

(8)手数料については町税納期限内納入の指導結果、延納者が減少し三八千円を減額、清掃費手数料は当初徴収を行なう計画でありましたが実施が遅れたため二五七千円を減額、その他諸証明手数料で一一千円の増が見込まれるので計画変更しました。

(9)諸収入九五〇千円の増は預金利子収入三九九千円、新潟県土地改良区総代選挙で四一千円、県道事業負担金の精算還付金があったので一六二千円、新産都市建設補助金四六九千円、八・二八水害見舞金六一九千円がそれぞれ増収したので変更しました。一方滞納整理の一掃に努力した結果滞納者が減少したので一八〇千円の延滞金減収となり、八・二八水害による産育資金の借入金等で五六〇千円減額されました。

(10)地方債の増額については八・二八水害の災害復旧事業を行なうため一、四〇〇千円の地方債をおこすこととなったので増額計上しました。

3 歳出に関する事項

(1)人件費八三三千円の減額は、職員の超勤を極力節約したので四九八千円、その他四一八千円の不用額が見込まれ、一方新潟県土地改良区総代選挙及び[illegible]改正等により八三千円が必要となったので変更計上しました。

(2)物件費一、七二三千円増の内訳は、議員費用弁償及び職員旅費の不足により一一〇千円、給食センター臨時職員の賃金不足額三五千円、例規集追録代その他で三四一千円、町例規集購入代金六六〇千円、自動車スノータイヤ購入代金その他一一五千円、複写機二基代九〇千円、その他消耗品代三七二千円がそれぞれ必要となったので増額しました。

(3)維持補修費は道路補修用砂利代金六一二千円を減額変更しました。

(4)補助費等の増については百万トン米作りを奨励し、農家に呼びかけることを目的として、その事務を農協へ委託した増二〇〇千円、乳児ダル病検診委託料の増三千円、間接撮影委託料の減六五千円、赤痢患者委託料の減五二千円、町道分筆登記委託料の減五〇千円、その他の減一八千円の変更によるものであります。

(5)建設事業費二六、二九六千円増の変更は八・二八水害による災害復旧事業で二七、七八一千円計上し、普通建設事業の県道改良事業負担金等より災害復旧事業へ振替えによる減一、四八五千円を変更しました。

(6)公債費は一時借入金利子の計上不足が生じたので増額変更しました。

(7)積立金については才入増にともない財政調整積立金二、七四七千円を計上しました。尚、昭和四十二年度特別交付税決定額については更に全額積立をする予定であります。

(8)出資金、貸付金では八・二八水害による産育資金県貸付額が当初計画より不足したので減額変更しました。

第三、昭和四十三年度第一次変更

1 総括事項

年次総合計画変更に基く昭和四十三年度を基礎数字とした平年度計画の才入才出の自然増及び当該事業費あるいは下越地区を襲った集中豪雨による災害復旧事業費等により計画変更をしなければならず、才入で七九、七一九千円、才出で七五、六〇〇千円それぞれ増額し、才入合計二五二、五三三千円、才出合計二七一、九八六千円となり、才入才出差引赤字残額は一九、四五三千円となる見込みであります。

2 歳入に関する事項

(1)税収入の増については町民税、固定資産税、たばこ消費税その他の自然増と課税客体の捕捉により五、五五四千円が見込まれるので計画計上しました。

(2)地方交付税についても自然増九、六四九千円を変更計上しましたが、昨年の交付実績五九、五九八千円と比較し、一、五〇〇千円、二・五%増を計上しました。

(3)国庫支出金五、一七九千円の減については、公営住宅建設事業による増一四、五二四千円、児童措置費の負担金増一、五八〇千円、臨時[illegible]補填債元利補給金増二、〇四〇千円、八・二八水害道路災害復旧事業費の増七一六千円、その他三五三千円の増が見込まれ、町道整備事業費減一〇、〇〇〇千円、林道開設事業不執行による減二、〇〇〇千円、農業構造改善事業費を県支出金へ振替え減一二、〇〇〇千円、その他の減三九二千円をそれぞれ減額変更しました。

(4)県支出金の増五三、三一八千円は、農業構造改善事業[illegible]千円、災害復旧事業による増四〇、八九九千円、その他増一、八二〇千円、一方林道開設事業不執行による減一〇、〇〇〇千円その他減[illegible]千円を変更しました。

(5)財産収入は教員住宅貸付収入等により四九千円の増が見込まれるので計上しました。

(6)分担金、負担金については道路舗装分担金の増七五〇千円、八・二八水害災害復旧事業費の増一、二二七千円、林道開設事業不執行による分担金等の減一、〇〇〇千円、[illegible]収入四〇千円を変更しました。

(7)使用料の[illegible]、火葬場使用料、霊柩車使用料、公営住宅使用料、道路占用料等の[illegible]それぞれ増変更しました。

(8)手数料は諸証明手数料[illegible]千円、その他[illegible]千円増額し、清掃手数料[illegible]千円減額し変更しました。

(9)積立金とりくずし額については当初計上しなかったが、前年度積立金二、七四七千円を取崩し充当したものであります。

(10)諸収入の増額二四二千円は、預金利子収入[illegible]千円、産育資金貸付金元利収入[illegible]千円、予防接種手数料[illegible]千円、財産[illegible]収入[illegible]千円、その他一一千円をそれぞれ増で、一方減では延滞金収入一〇〇千円、過年度収入一〇〇千円、学校給食負担金九〇〇千円、定時制給食婦手当八〇千円、町村会事務取扱い手数料二〇〇千円を減額変更しました。

(11)地方債八、八〇〇千円の増については八・二八水害災害復旧事業[illegible]千円、道路整備事業[illegible]千円、[illegible]をそれぞれ増変更し、林道開設事業[illegible]を取り止め[illegible]減額変更しました。

3 歳出に関する事項

(1)人件費一四、四二八千円の増については[illegible]

(2)物件費の増[illegible]

(4)扶助費[illegible]

(5)補助費[illegible]

(6)建設事業費については八・二八水害災害復旧事業[illegible]

(7)公債費増四八〇千円は、公債費の元利償還金の増一、五五五千円、一時借入金の減少により一、〇七五千円を減額しました。

(8)出資金、貸付金一、一二〇千円の増は、産育資金の貸付についての増一、〇〇〇千円、その他県労働金庫出資金の増額一二〇千円をそれぞれ増額しました。

(9)前年度繰上充用金については、当初三五、二七二千円を予定計上しておりましたが決算見込みで四、一一九千円計画より解消されたので減額変更いたしました。

昭和四十三年三月二十三日

小須戸町長　五十嵐　直雄

尚　昭和四十二年度特別交付税が五、二一六千円に決定されたので昭和四十二年度才出で全額積立を実施し昭和四十三年度において取りくずし金として受け入れ全額普通建設事業費の財源といたしました。

財政再建計画変更表　（単位千円）

区分	42年度第2次 現在計画A 総額	一般財源	変更計画B 総額	一般財源	比較B−A 総額	42年度第3次 現在計画A 総額	一般財源	変更計画B 総額	一般財源	比較B−A 総額	43年度第1次 当初計画A 総額	一般財源	変更計画B 総額	一般財源	比較B−A 総額	特別交付税決定による計画 42年度 総額	一般財源	43年度 総額	一般財源
1税収入	58,404	58,404	(381) 58,785	(381) 58,785	(381) 381	(381) 58,785	(381) 58,785	(381) 59,850	(381) 59,850	1,065	54,625	54,625	60,179	60,179	5,554	(381) 59,850	(381) 59,850	60,179	60,179
2地方譲与税																			
3地方交付税	54,494	54,494	56,533	56,533	2,039	56,533	56,533	59,598	59,598	3,065	51,449	51,449	61,098	61,098	9,649	64,814	64,814	61,098	61,098
4国庫支出金	10,612		10,612			10,612		11,276		664	22,000		16,821		△5,179	11,276		16,821	
5県支出金	27,232	22	27,410	22	178	27,410	22	48,364	22	20,954	3,000		56,318	30	53,318	48,364	22	56,318	30
6財産収入	764	734	764	734		764	734	834	734	70	40	10	89	59	49	834	734	89	59
7分担金負担金	658		658			658		1,666		1,008	1,200		2,173		973	1,666		2,173	
8使用料	9,650	1,525	9,650	1,525		9,650	1,525	10,385	1,567	735	7,800	1,620	11,180	2,195	3,380	10,385	1,567	11,180	2,195
9手数料	1,768	8	1,768	8		1,768	8	1,484	35	△284	1,700		1,886	8	186	1,484	35	1,886	8
10寄附金	30	30	30	30		30	30	30	30							30	30		
11繰入金																			
12積立金とりくずし額	4,246	4,246	4,246	4,246		4,246	4,246	4,246	4,246				2,747	2,747	2,747	4,246	4,246	7,963	7,963
13諸収入	28,675	482	28,675	482		28,675	482	29,625	1,951	950	25,900	664	26,142	756	242	29,625	1,951	26,142	756
14地方債	7,900	6,900	7,900	6,900		7,900	6,900	9,300	6,900	1,400	5,100	4,100	13,900	4,100	8,800	9,300	6,900	13,900	4,100
歳入合計A	204,433	126,845	207,031	129,273	2,598	207,031	129,275	236,658	134,933	29,627	172,814	112,268	252,533	131,172	79,719	241,874	140,149	257,759	136,388
1人件費	65,016	56,479	67,334	58,797	2,318	67,334	58,797	66,501	57,805	△833	56,176	47,795	70,604	59,318	14,428	66,501	57,805	70,604	59,318
2物件費	47,556	19,020	47,699	19,054	143	47,699	19,054	49,422	19,720	1,723	38,079	18,574	46,043	19,294	7,964	49,422	19,720	46,043	19,294
3維持補修費	4,371	3,923	4,428	3,980	57	4,428	3,980	3,816	3,360	△612	3,000	2,200	3,041	2,646	41	3,816	3,360	3,041	2,646
4扶助費	569	326	569	326		569	326	569	345		600	300	655	375	55	569	345	655	375
5補助費等	10,995	10,016	11,075	10,045	80	11,075	10,043	11,087	10,055	12	7,034	5,600	24,621	11,899	17,587	11,087	10,055	24,621	11,899
6建設事業費	35,458	8,326	35,458	8,326		35,458	8,326	61,754	11,298	26,296	25,130	7,800	63,144	5,228	38,014	61,754	11,298	68,360	10,444
(1)普通建設事業費	35,416	8,284	35,416	8,284		35,416	8,284	33,931	6,799	△1,485	25,100	7,800	16,598	4,524	△8,502	33,931	6,799	21,814	9,741
(2)災害復旧事業費	42	42	42	42		42	42	27,823	4,499	27,781			46,546	704	46,546	27,823	4,499	46,546	704
(3)失業対策事業費																			
7公債費	20,434	16,415	20,434	16,415		20,434	16,415	21,228	17,269	794	22,025	15,799	22,505	17,192	480	21,228	17,269	22,505	17,492
8積立金								2,747	2,747	2,747						7,963	7,963		
9出資金、貸付金	7,834	134	7,834	134		7,834	134	7,334	134	△500	6,100	100	7,220	230	1,120	7,334	134	7,220	230
10繰出金	500	500	500	500		500	500	500	500		3,000	3,000	3,000	3,000		500	500	3,000	3,000
11前年度繰上充用金	42,853	42,853	42,853	42,853		42,853	42,853	42,853	42,853		35,272	35,272	31,153	31,153	△4,119	42,853	42,853	31,153	31,153
歳出合計B	235,586	157,998	238,184	160,428	2,598	238,184	160,428	267,811	166,086	29,627	196,386	135,840	271,986	150,625	75,600	273,027	171,302	277,202	155,841
歳入歳出差引額	△31,153	△31,153	△31,153	△31,153	0	△31,153	△31,153	△31,153	△31,153	0	△23,572	△23,572	△19,453	△19,453	4,119	△31,153	△31,153	△19,453	△19,453

（　）内数字は特例交付金

交通指導は家庭の中から

交通安全母の会の運営

昭和三十七年七月十日新潟県が、交通安全県を宣言してから、すでに五年を経過しておりますが県下の交通事故は、増加の一途をたどっており、「交通カラ宣言」と称者したくなる状態です。

交通安全週間にあたり「交通安全母の会」を知り、まず家庭の中から事故防止を考えることにしましょう。

小須戸町交通安全母の会は、さる昭和四十一年十二月十一日に発足をみて、目的を「会員一人一人が家庭の主婦として、まず家庭内における、交通安全教育の推進者となるほか、会員相互の協力により、交通安全思想の普及と交通道徳の高揚に努め、交通事故のない、明るい平和な町づくりに寄与することを目的とする」とあり、家庭において母を中心に、交通道徳の認識を深めると同時に交通対策にたずさわる機関とのつながり等を、知ることが必要であります。

そこで今回交通安全母の会に関することを、ここに掲載して、交通安全母の会の発展に役立てば幸いと思います。

昭和四十一年三月七日県では、県下各地における交通事故防止策の一環として、各市町村における交通安全母の会結成を依頼してまいりました。これに基き、本町においてもその実現のために、婦人会、保育所付の会をはじめ関係機関のご協力のもとに、結成の運びを進め、前記期日において一三八一名の会員をもって、発足したわけです。

発会までの入会状況を申し上げますと、この会は家庭の子どもをもつ母親を対象として、入会を勧誘したのであります。ですから中には婦人会員が、また保育所の母の会の会員が、即この会の会員となったのでありますですから、このような形式ですと、実際このような方法ですと、連絡上まことに都合がよく、あいて

そのようにお願いしたいのであります。ですからこの会は「交通安全母の会」として、独立した機関であり、婦人会、保育所の母の会とは別個の会でありますので誤解のないようにお願いすると共に、この会の目的のためにご協力をお願いいたします。

またこの会の会費は、一年間会員一人、三〇円（×会員数）約四万と町よりの補助金一万、その他の収入により会の運営をしております。

以上本会を要約しましたが、会則はつぎのとおりです。

交通事故○は私たちの手で

小須戸町交通安全母の会会則（抜粋）

つぎのとおりの会則ですが、紙面の都合上、関係分を抜粋しました。

第一章　総則

第一条　本会は小須戸町交通安全母の会という。

第二条　本会の事務所は小須戸町一二〇〇番地（役場）に置く。

第三条　本会は会員の一人一人が、家庭の主婦として、まず家庭内における交通安全教育の推進者となるほか、会員相互の協力により、交通道徳の高揚に努め、交通事故のない明るい平和な町づくりに寄与することを目的とする。

第四条　本会は前条の目的達成のため、つぎの事業を行なう。

(1)保育所、小中学校及高校における学校交通安全教育への協力と推進

(2)交通安全運動への積極的参加ならびにこれら推進についての協力。

(3)地域、職域における交通安全座談会、講演会ならびに講習会の開催

(4)交通安全に関する歌、踊り、遊ぎ、紙芝居などによる交通安全の思想の普及宣伝と推進。

(5)飲酒、無免許運転者絶滅の推進。

(6)永年無事故、無処分の優良運転者および交通安全優良児童の表彰。

(7)交通安全施設の整備、充実の推進。

(8)その他本会の目的達成のために必要な事業。

第二章　会員

第五条　本会の目的に賛同し入会した各部落婦人団体の会員および、家庭における個人をもって会員とする。

2.本会の会員となるには所定の様式による申込みをなし、会長の承認を得るものとする。

3.会員は会費を納入するものとする。

第六条　会員は会費を年額三〇円納入するものとする。

2.既納の会費は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

第七条　本会の会員はその旨を会長に届出て、退会をすることができる。

2.本会の会員で死亡または、部落したときには退会したものとみなす。

第三章　役員

第八条　本会はつぎの役員をおく。

会長　一名
副会長　四名
理事　若干名
監事　二名
幹事　二名

以下略

第四章　会議

第十二条　本会は総会および理事会とする。

第十六条　総会は年一回開催する

2.略

3.理事会は会長および理事が必要と認めたとき随時開催する。" 以下略

=な=ぎ=さ=

竜玄和尚の寝言

一、春の全国交通安全運動が五月十一日より五月二十日まで恒例のごとく行なわる。これでいいのか交通安全。みんなの願い交通安全。

二、交通反則通告制度七月一日実施、一億総前科解消されるか、かけ声よりも心がけが一番大切。

三、先月末日信濃川畔で悲しい犬の犠牲第一号あり、四、五月は農繁期、幼児の水死事故は交通事故死の二・八倍という。保護者の注意力こそ重要。人工呼吸は是非とも覚えたいもの

四、楠木幸化を自他ともに誇る町にしては、町の表玄関たる矢代田駅、町の行政中心たる町役場の整備があまりにも貧弱と、町外者は言う。為政者の一考をうながす。

五、町外来訪者、山手方面から天の声あり役場前バス停は、名実共に役場前にあってほしいものよと。現バス停はこれも小須戸名物の一つか。大所高所にたって物を判じたいもの。

六、「マッチ一本火事のもと」子供の火遊びは恐しい。みんなの財産はみんなの注意で守りましょう。

七、愛車運動をすすめよう車を愛し、家庭を愛し、隣人を愛し、町を愛する。人に交通事故は縁ないもの。車に愛情をお忘れなく。

八、無私無欲奉仕の心こそ、町を興し、町を育てる礎ではなかろうか、井の中の蛙たんとやら、小須戸役場をたき直すは何時の日ぞ。

九、明治百年記念におらが町を大いに緑化したいもの、武道館前は兵法寺こと故朝日義二氏寄贈のメタセコイヤ。情熱の人故川高常氏寄贈の、サンゴ樹の緑が一入人目をひく。緑を育てる如く次代のホープ、若い芽を育てはぐくみたいもの。

十、青少年と、武振でかかげた「みんなの願い三訓」を全町頒布す。その心は子供に尊敬信頼される親に、年少者に敬される先輩に、子供と共に学びいそしむ親でありたいものと願い。（小林）

課名を一部変改する

事務能率を高めるため

さる四月一日付にて、小須戸町役場、課の名称を一部改め、一層事務の能率をはかるものです。

いままで役場には、総務課、住民課、建設課、税務課、保健衛生課、ガス水道課の七課がありましたが、そのうちの三課の名称をつぎのとおり改めました。

経済課を産業課に保健衛生課を民生課に。

またこれと共に人事の移動もあわせて発令されましたが移動した職員数は、二十四名とかなり大きなものでした。

移動の課長名はつぎのとおりです。

建設課長　佐久間忠一（旧経済課長）
税務課長　打合治三郎（旧建設課長）
産業課長　星野　信吉（旧税務課長）
住民課長　高津仁太郎（旧保健衛生課長）
民生課長　佐藤　富雄（旧住民課長）

また役場へご用で、電話をかける時の電話番号はつぎのとおりです。

役場は　六六〇番より六六二番までの三本があり、六六〇番で、役場の交換室がでます。

そこでご用のある課へつないでもらうことになりますが、内線番号はつぎのとおりです。

町長室　一番
議会事務局　二・三番
総務課　十九～二十一番
教育委員会　十七番
収入役室　四番
ガス水道課　六番
建設課　五番
産業課（農業委員会を含む）　十八番
税務課　七・八番
民生課　九・十番
住民課　十一・十二番
用務員室　十五番
夜間の場合は　六六〇番（総務課）

「貯畜は明るい町造り」

貯畜組合を造りましょう

選挙権はお持ち！

登録は今すぐに

参議院議員の通常選挙が七月七日に予定されています。

満二十才になって、まだ選挙人名簿に登録の申出をされていない方は至急手続きをして下さい。

毎年の登録時期は三月三十日、九月三十日の二回でありましたが、法の一部改正により三月、六月、九月、十二月と年四回の登録ができるようになりました。

転入者は登録時に三ヶ月以上居住して居れば住民登録により特別の選挙手続をなさなくても選挙人名簿に登録されます。新規に満二十才になった方は申出をしなくては登録されません。満二十才の誕生日を迎えたら必ず印鑑持参で役場へ手続きをして下さい。

今回の六月の登録につきましては、**六月七日登録者決定日より十四日まで縦覧、異議申立期間三日間二十日登録確定**で従来より登録期間が十日間短縮されることになりましたので充分ご注意の上、登録もれのないようにお願いいたします。

尚細部不明の点については、役場内総務課（電話六六〇番　有線七〇一番）へおたずねください。

（小須戸町選管）

交通反則通告制度についてのお知らせ

この制度は七月一日から実施されます。一定の交通違反を簡単に早く処理してみんなの利便をはかろうというものです。反則金を納めれば裁判による刑罰を受けないことになります。

一、この制度の仕組

一定の交通違反をした者に現場の警察官が反則金の納付を告知します。告知によって反則金を郵便局か銀行に納めればすべての手続きが終了します。告知によって反則金を任意に納めないときは交通反則通告センターで警察本部長の通告を受けてから反則金を納めることになります。反則金を納めなかったときは裁判手続きによって処理されます。

二、反則金の納め方

反則金の納め方には次の三つの方法があります

(1)仮納付

反則切符を渡された日から八日以内に銀行か郵便局へ納付書で反則金を納めればすべての手続きが終ります。仮納付があったときは通告センターの掲示板に公示します。仮納付は通告センターに出向の必要がないのでもっとも便利な方法です。

(2)通告センターで通告を受けたときの納め方

警察本部長（通告官）から通告切符を受けた日から一一日以内に郵便局か銀行へ納付書で反則金を納めればすべての手続きが終ります。災害その他の理由で期限までに納めることができないときは期限をのばすことが認められています。納付書をなくしたり、またはよごしたりして使えなくなったときは通告センターで再交付をうけられます。

(3)郵送で通告を受けたときの納め方

仮納付もしない通告センターへも出向かないときは通告切符と納付書を郵送します。そのとどいた日から一一日以内に郵便局か銀行へ納付書と反則金と郵便料一四五円を納めればすべての手続きが終ります。

以上のように反則金を納めれば裁判による刑罰を受けないことになりすべての手続きが終わるわけです。

三、反則金は交通安全対策費に

反則金は警察で扱わないで郵便局か銀行を通じて国に納められ交通安全施設の費用として都道府県や市町村に還元されます。詳しいことは警察の交通課にお尋ねください。

新潟県警察本部　交通部

◎**飲酒運転追放**

町ぐるみ

一、酒をのんだときは絶対に運転しない。

二、運転する人には絶対酒をすすめない。

三、酒をのんでる人には絶対運転させない。

◎**とび出し事故追放**

子供さんに特に注意を！「とび出すな車は急にとまれない」

交通安全にご寄付

小須戸町堺町　山田食堂　山田トク二十九才

は、この度拾いものの、お礼金　二〇〇〇円を交通安全にと交対協に寄付されました御厚意のほど厚くお礼申しあげます。

昭和四十三年度自衛官募集についてお知らせ

本年度二等陸士、二等海士、及び二等空士の募集について県より協力方依頼がありましたのでお知らせいたします。

◎**応募資格**

採用予定月の一日現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する男子で学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有し、自衛隊法第三八条に定める欠格者を除きます。

◎**試験科目**

中学校卒業程度の学力について行う。筆記試験、国語、作文、数学、社会、身体検査、適性検査及び、口述試験とする。

募集は次の計画でおこなっていますので希望者はふるって応募下さい。特に小須戸町は四月十二日付で新潟県では新潟市、柏崎市、小須戸町、板倉町、黒部村の五ヶ市町村が、自衛隊広報拠点市町村に指定されました。希望者がありましたら、くわしいことは役場総務課におききき下さい。

又、各種団体が自衛隊の見学、または音楽隊の演奏等がありましたら、御連絡をして下さい。便宜を計ってもらうことができます。

本年度の自衛官の募集計画は次の通りであります。

記

昭和43年度 2等陸士、2等海士及び2等空士募集計画

募集期	区分	募集人員	試験時期	採用時期
第1次（4月～6月）	陸	6,100	4月～6月	4月5月6月
	海	300		4月
	空	600		4月
第2次（7月～9月）	陸	4,800	7月～9月	7月8月9月
	海	460		8月
	空	600		7月9月
第3次（10月～12月）	陸	3,400	10月～12月	10月 11月
	海	770		10月 11月
	空	600		11月
第4次（1月～3月）	陸	8,700	1月～3月	1月2月3月
	海	1,900		1月 3月
	空	2,210		3月

訂正お詫び

第一七〇号五段目始めの原稿中「議案二十四号は四十二年度分」とありますものを「議案二十四号は四十三年度分」と訂正し、お詫びいたします。

参加者募集

良寛めぐり

六月二十四日に

数年前に数回実施していました「社会見学」を今回つぎの日程で実施することになりましたので、多数のみなさんの参加を願います。

特に明治百年にあたる年でもあり、古い文化を見ることも大切のことと思いますので、各学級、グループ等学習の参考にするためにも、ご参加を願います。

記

期日　六月二十四日（月曜日）朝七時半公民館前集合

会費　一人、九百五十円　バス、中食、参観料を含む。

申込　六月二十日までに会費を添えて、公民館へ人員五十名になりしだい〆切ります。

コース　小須戸―与板―法人寺―出雲崎―島崎―寺泊―国上―弥彦―小須戸着

春　霞

小須戸町俳句同好会

残雪は堀にとけていて流せず　かしお
灯り白きは寿司屋石狩の宵　太浪
雪あとの水仙寸にして蕾　喜則
蕗味の早やわれている比丸夜処　山葵
思川となりし昔の篠子流　香月
東の間に村は消雨の霞み哉　杏水
雉子鳴くや山ふところの御糾　碧水
燃え移る野焼の標広がり殺　竜朗
帰人の笑声響く春の緑　渓灯
風車風を孕みて花祭り　流水